

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に伴う 各種情報の公表について

2024年7月

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠です。

このため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第4条により、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項を公表しなければならないこととされています。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）により、特殊法人等の代表者は、法第6条の規定により、法第4条及び第5条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならないこととされております。

今般、入札及び契約に関する情報の公表について、デジタル臨時行政調査会により決定されたアナログ規制の見直しを踏まえ、デジタル技術の活用による効率化の観点から、その取扱いが整理されたところ、弊機構は入札及び契約に係る情報の公表について以下の通り行うこととします。

1. 公表方法について

JICA ホームページにおいて、下記2. の事項につき公表を行います。
公表期間は契約を締結した日の属する年度の翌年度までとします。

- 本部所管工事：建設工事・建物管理関連業務
[物品の調達・役務の提供等 公告・公示\(2024年度\) | JICAについて - JICA](#)
- 国内機関所管工事：工事、物品購入、役務等
[各国内拠点\(JICA 緒方研究所を含む\)における公告・公示情報-工事、物品購入、役務等\(2024年度\) | JICAについて - JICA](#)
- 建設工事の発注見通し、変更契約：共通事項
[お知らせ | JICAについて - JICA](#)

2. 公表内容について

公表事項は以下のとおりですが、調達方法等で対象とならないものは除きます。
また変更契約において公表基準を満たすものについては同様の取り扱いとします。

i) 発注見通しに関する事項

- ✓ 工事の名称、場所、期間、種別、概要
- ✓ 入札及び契約の方法
- ✓ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

ii) 入札契約の事前に公表すべき事項

- ✓ 一般競争入札参加資格
- ✓ 一般競争入札の有資格者名簿
- ✓ 指名競争入札参加資格
- ✓ 指名競争入札の有資格者名簿
- ✓ 指名基準
- ✓ 低入札価格調査基準

iii) 個別の工事の契約後に公表すべき事項

- ✓ 制限付一般競争入札参加資格
- ✓ 一般競争入札への参加申請者の名称
- ✓ 上記参加申請者のうち入札に参加させなかった者の名称と理由
- ✓ 指名業者名、指名理由
- ✓ 入札者名
- ✓ 入札金額
- ✓ 落札者名
- ✓ 落札金額
- ✓ 低入札価格調査から落札者決定までの経緯
- ✓ 公正な取引秩序を乱すおそれにより次順位者を落札者とした場合における理由
- ✓ 総合評価落札方式の落札者決定理由
- ✓ 契約の内容 — 契約の相手方の名称、住所、工事の名称、場所、種別、概要
工事の着手時期、完成時期、契約金額
- ✓ 随意契約の相手方の選定理由

以 上